

開発行為に伴う消防水利の協議指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第4条第12号に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）のうち、同法第33条第1項第2号でいう消防の用に供する貯水施設（以下「消防水利」という。）に関する協議並びに消防水利の管理、その帰属及びその他必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本市の区域内において行われる次の開発行為について適用する。

- (1) 都計法第29条の規定に基づく開発行為（自己開発を除く。）で、許可を要するもの。
- (2) 前号以外の開発行為で、高松市消防局長（以下「消防局長」という。）が当該開発区域に消防水利の設置が必要であると認めるもの。

(消防水利の基準)

第3条 都計法第33条第1項第2号に規定する消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防水利は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防告示第7号）第2条第2項第1号から同条同項第3号に規定するもので、同基準に適合するものとする。

(協議の当事者)

第4条 消防水利に関する協議の当事者は、消防局長及び開発行為者とする。

(協議書の提出)

第5条 前条の協議を行おうとする者は、高松市開発指導要綱(平成4年4月1日施行)に基づく事前指導を受けた後、協議書(様式第1号)を消防局長に提出するものとする。

2 消防局長は、前項の協議書を受領したときは、開発協議受理原簿(様式第2号)に記載し、処理経過を明らかにしておくものとする。

3 第1項の協議書には、次に掲げる事項を記載し、関係図面を添付するものとする。

(1) 開発場所・名称

(2) 開発面積

(3) その他必要なもの

(協議結果の回答)

第6条 消防局長は、開発行為者から前条第1項の協議書が提出されたときは、内容を審査の上、協議を実施し、その結果を協議書(様式第1号)にて回答するものとする。

(消防水利)

第7条 第2条に規定する開発行為で、当該開発区域に設置する消防水利は、消火栓及び防火水槽とする。

(消防水利の設置及び技術基準)

第8条 前条の消防水利の設置技術基準は、別に定める。

(消防水利設置届)

第9条 開発行為者は、消防水利を設置しようとするときには、着工の10日前までに消防水利設置届出書(様式第3号)を消防局長に提出するものとする。

2 消防局長は、前項の設置届出書に基づき設置工事等の確認をし、第12条に規定する完成検査を補完するための検査を随時行うものとする。

(消防水利の変更等)

第10条 消防局長は、開発行為者から着工前又は着工後に消防水利の位置、構造、仕様等について変更申出があった場合は、その変更事項について必要な指示をするものとする。

(大規模開発に伴う消防水利の併設)

第11条 大規模の開発行為により、消防水利を設置する場合における消火栓と防火水槽の設置比率は消火栓4に対し防火水槽1の割合とする。

(完成検査及び記録写真)

第12条 開発行為者は、消防水利の工事を完了したときは、速やかに消防水利(消火栓、防火水槽)完工届(様式第4号)を消防局長に提出するものとする。

2 消防局長は、前項の完工届を受領したときは、工事施工者立会いの下で、完成検査を実施するものとする。

3 現場打ち工法により設置する防火水槽に係る第1項の完工届には、次の工程の工事記録写真を添付するものとする。

(1) 堀削完了

(2) 底板配筋

(3) 側板及び床板配筋

(4) 型枠取り外し後のコンクリート打ち

(5) 減水調査の記録

(6) 完成

4 2次製品防火水槽を設置する場合における第1項の完工届には、次の工程の工事記録写真を添付するものとする。

- (1) 堀削完了
- (2) 底面の基礎
- (3) 据付け完了
- (4) 継ぎ目防水工事
- (5) 減水調査の記録
- (6) 完成

(水張検査及び結果報告)

第 1 3 条 開発行為者は、前条の完成検査に当たっては、事前に水張り、一定期間減水調査を実施した上で、消防局長の検査を受けなければならない。

(帰属)

第 1 4 条 開発行為により設置する消防水利で、本市に帰属させるものは、高松市開発指導要綱第 1 1 条第 1 項を準用する。

(帰属に要する書類)

第 1 5 条 消防水利を本市に帰属させる場合に要する書類等は、高松市寄附受納に関する事務処理要領のとおりとする。

2 前項の書類等は、正副 2 通とし、消防局消防防災課に提出するものとする。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 6 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)高松市消防局長

申請者 住所

名称

氏名

都市計画法第32条に規定する公共施設の協議について

下記区域内で開発行為をするに当たり、都市計画法第32条の規定に基づき、関係図書を添えて協議します。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称及び開発面積
- 2 公共施設となる区域の地名及び地番
- 3 公共施設の種類
- 4 関係図書
丈量図、平面図、構造図その他

上記の協議結果については、次のとおりです。

年 月 日

※ 協議内容	
指導事項	措置状況
届第 号 消火栓(要・不要)	消火栓(有・無)
防火水槽(要・不要)	防火水槽(有・無)

- 1 ※欄は記入しないこと。

様式第3号(第9条関係)

消 防 水 利 設 置 届 出 書

年 月 日

(宛先)高松市消防局長

開発行為者 住所
名称
氏名

工事施工者 (責任者)					
開発区域 (設置場所)		高松市	開発 面積		
協議番号		年 月 日	届 第 号		
工 事 内 容	種別等 構造	(消火栓) (防火水槽)	mm m ³	基 基	
	工事期間	着工予定 年 月 日	予 定 年 月 日 (防火水槽設置届出の 場合のみ記入)		
		完工予定 年 月 日	堀 削	配 筋	コンクリ ート打ち
			月 日	月 日	月 日
その他の事項					
※ 受 付			※ 経 過		

- 1 位置図、構造図等を添付すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 この届出書は、着工の10日前までに消防局消防防災課に提出すること。

様式第4号(第12条関係)

消防水利(消火栓)完工届

年 月 日			
(宛先)高松市消防局長			
開発行為者		住所	
		名称	
		氏名	
工事施工者			
開発区域 (設置場所)	高松市	開発面積	m ²
協議番号	年 月 日	届第	号
工事内容	着工年月日	年 月 日	
	完工年月日	年 月 日	
	通水年月日	年 月 日	
	配管口径	mm	基
その他の事項			
※ 受 付		※ 経 過	

- 1 工事写真及び構造図を添付すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 この届出は、完成後に消防局消防防災課に提出すること。

様式第4号(第12条関係)

消防水利(防火水槽)完工届

年 月 日			
(宛先)高松市消防局長			
開発行為者 住所 名称 氏名			
工事施工者			
開発区域 (設置場所)	高松市	開発面積	m ²
協議番号	年 月 日	届第	号
着工年月日	年 月 日		
く体完成年月日	年 月 日		
水張年月日	年 月 日		
完工検査年月日	年 月 日		
く体寸法 (外寸)	縦	横	深さ
※ 受 付		※ 経 過	

- 1 工事写真、構造図及び減水調査の記録を添付すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 この届出は、完成後に消防局消防防災課に提出すること。

開発行為に伴う消防水利の設置技術基準

1 趣旨

この基準は、高松市開発指導技術基準第5消防水利施設の基準によるほか、開発行為に伴う消防水利の協議指導要綱第8条の規定に基づく消防の用に供する貯水施設（以下「消防水利」という。）、消防活動上必要な道路、通路及び空地（以下「通路等」という。）の技術基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 消防水利の設置指導基準及び技術基準は、次のとおりとする。

(1) 消防水利の設置指導基準

ア 開発面積が1,000平方メートル以上で3,000平方メートル未満の場合は、消火栓又は防火水槽を設置すること。

イ 開発面積が3,000平方メートル以上の場合は、防火水槽を設置すること。ただし、設置する防火水槽を中心とした次号で定める消防水利の配置で示された数値を半径とした円が、当該開発区域の90パーセント以上を包含できない場合は、追加で消火栓を設置すること。なお、開発区域が大規模で、防火水槽のほかに、消火栓を4基配置しても90パーセント以上を包含できない場合は、開発行為に伴う消防水利の協議指導要綱第11条の規定により、さらに追加で防火水槽を設置すること。

ウ 開発面積が1,000平方メートル以上で地階を除く階数が5以上かつ延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物又は戸数が50戸以上の建築物の場合は、防火水槽を設置すること。

エ 公設の消防水利（消防水利の設置指導基準に定める同一の消防水利に限る。）を中心とした次号で定める消防水利の配置で示された数値を半径とした円が、当該開発区域の90パーセント以上を包含している場合は、消防水利を設置しないことができる。

オ 同一事業者が、開発行為を完了した区域に隣接して開発行為を行う場合に、同一事業者が開発行為を完了した区域に私設の消防水利を設置している場合は、当該私設の消防水利を公設として設置しているものと同等のものとみなすことができる。

(2) 消防水利の配置

消防水利は、当該開発区域から1つの消防水利に至る距離が、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」第2条第1号及び同条第2号に規定する市街地及び準市街地にあつては、次の表に掲げる数値以下になるように配置すること。

なお、その他の地域にあつては、140メートル以下となるように配置すること。

近隣商業地域、商業地域、工業地域、及び工業専用地域	100メートル
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120メートル

(3) 消防水利の設置場所

ア 幅員4メートル以上の道路等に面した場所（消火栓は道路上）に、設置するものとする。

イ 消防車が容易に部署できること。

ウ 消防車が吸水するために停車する場所の地盤面の勾配は、5パーセント以下であること。

(4) 消防水利の規格及び構造

ア 消火栓

(ア) 取水可能水量が、毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有すること。

(イ) 消火栓の吐水口は、口径65ミリメートルを有するもので、直径が150ミリメートル以上の管に取り付けること。ただし、

管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、直径75ミリメートル以上とすることができる。

(ウ) 消火栓は、原則として地下式・単行形とし、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の材料規格基準によること。

イ 防火水槽

(ア) 防火水槽の貯水容量は、40立方メートル以上であること。

(イ) 防火水槽は、現場打ち又は2次製品等（日本消防設備安全センター認定品）を使用すること。

(ウ) 防火水槽は、耐震性（震度7以上）を有する地下式有蓋で、かつ漏水のおそれのない構造であること。なお、公園内に設置する場合は、土被り1メートル以上とすること。

(エ) 地盤面から水槽の底面までの距離が4.5メートル以下であること。

(オ) 直径0.6メートル以上の円形吸管投入孔を設置すること。なお、蓋はマンホール蓋詳細図（別図1）によること。

(カ) 吸管投入孔の直下の底面に、その1辺又は直径が0.6メートル以上で、かつ深さ0.5メートル以上のストレーナー入れを設けること。

(キ) 吸管投入孔の直下壁面に、容易に昇降できる構造のタラップを設けること。

(5) 標識

ア 防火水槽直近には、標識（別図2）を掲げること。

イ 標識は、交通、消防活動等に支障がなく、かつ、確認が容易な位置とすること。

(6) 関係機関との協議

ア 防火水槽を、開発区域内の公園等に設置する場合で、当該公園等が公共施設等となるものであるときは、設置等に関し関係部局と協議すること。

イ 消火栓の設置については、企業団と協議すること。

3 消防水利の設置及び維持管理費用は、事業者の負担とする。

4 消防活動上、必要な通路及びはしご自動車の活動空間の確保等については、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、消防車等が用意に進入できる道路に接続していること。

(2) 4階以上の建物を建築する場合は、はしご自動車等が容易に接近できる通路等を確保するものし、その位置、幅員、構造等について、事前に消防局と協議すること。

(3) 通路等の上空には、消防活動上支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

(4) 通路等は、20トン以上の車両重量に耐える堅固な構造とすること。

(5) 通路等の路面は、平坦とし、縦勾配は5パーセント以下とすること。

(6) 通路等の有効幅員4メートル以上、有効高さ4メートル以上であること。(はしご自動車の部署時の有効幅員は6メートル以上必要とする。)

(7) 通路等と建築物間の距離が9メートル以下となるようにすること。

(8) はしご自動車等が、右折又は左折するために必要な通路等のすみ切りは、大型車両の通行に必要なすみ切り(別図3)によること。

附 則

この設置技術基準は、令和3年11月16日から施行する。

(別図 1)

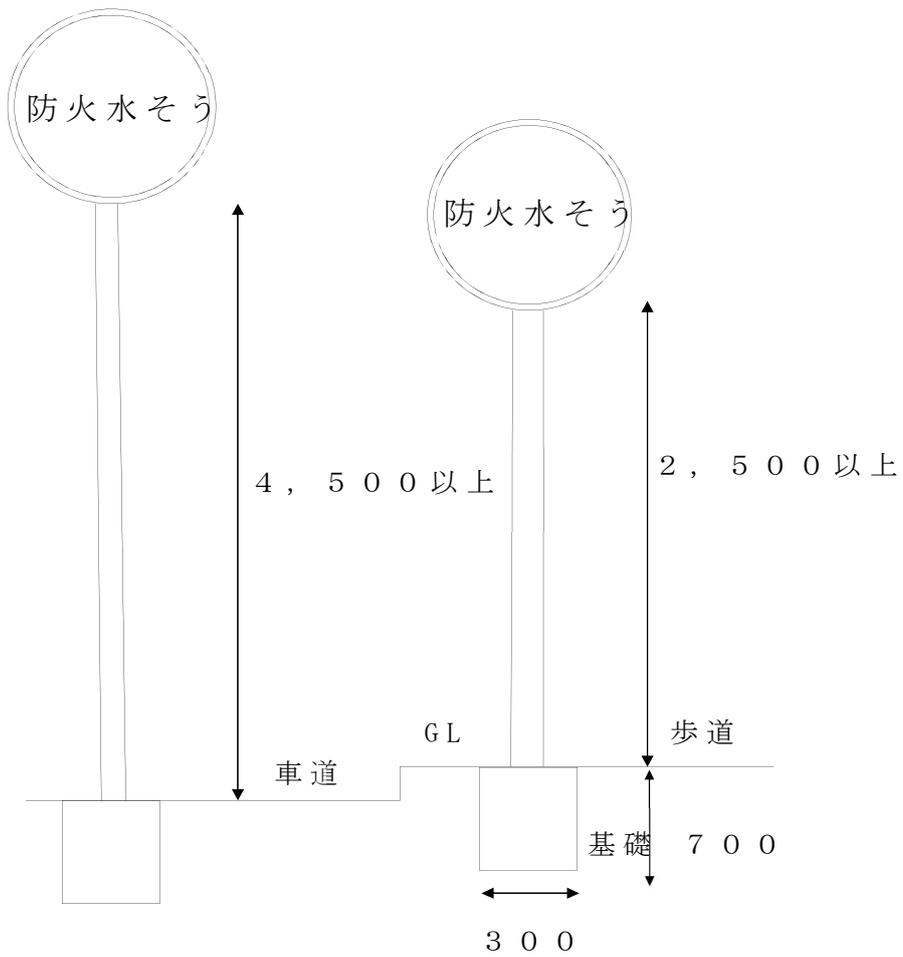
マンホール蓋詳細図



(数字は、ミリメートルを示す。)



色彩：文字及び縁を白色、地を赤色とする。



(別図3)

大型車両の通行に必要なすみ切り

(数字は、メートルを示す。)

凡例



すみ切りを必要とする部分

